【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月８日
【中間会計期間】	第10期中（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）
【会社名】	エキサイト株式会社
【英訳名】	Excite Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　山村　幸広
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	０３（５４８８）６８０９
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼経営管理部長 中島　徹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	０３（５４８８）６８０９
【事務連絡者氏名】	取締役チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼経営管理部長 中島　徹
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番９号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第８期中	第９期中	第10期中	第８期	第９期
会計期間		自平成16年４月１日至平成16年９月30日	自平成17年４月１日至平成17年９月30日	自平成18年４月１日至平成18年９月30日	自平成16年４月１日至平成17年３月31日	自平成17年４月１日至平成18年３月31日
売上高	（千円）	－	－	5,791,066	－	9,432,561
経常利益	（千円）	－	－	201,917	－	737,170
中間（当期）純利益	（千円）	－	－	170,865	－	996,963
純資産額	（千円）	－	－	8,997,345	－	6,591,277
総資産額	（千円）	－	－	10,244,347	－	8,160,915
１株当たり純資産額	（円）	－	－	143,585.04	－	117,219.86
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	2,990.56	－	17,453.59
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	2,838.85	－	16,183.41
自己資本比率	（%）	－	－	85.0	－	80.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	△91,893	－	△229,653
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	△1,230,694	－	△1,622,265
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	1,943,245	－	217,761
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	－	－	3,527,588	－	2,899,322
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	－ (－)	－ (－)	217 (45)	－ (－)	190 (39)

（注）１．第９期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
２．売上高には消費税等は含まれておりません。
３．第10期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第８期中	第９期中	第10期中	第８期	第９期
会計期間		自平成16年４月１日至平成16年９月30日	自平成17年４月１日至平成17年９月30日	自平成18年４月１日至平成18年９月30日	自平成16年４月１日至平成17年３月31日	自平成17年４月１日至平成18年３月31日
売上高	（千円）	2,914,429	4,254,244	5,389,466	6,345,563	9,318,252
経常利益	（千円）	180,679	323,093	376,808	578,201	908,627
中間（当期）純利益	（千円）	180,204	502,017	212,080	566,263	1,130,431
持分法を適用した場合の投資損失	（千円）	－	46,480	－	14,190	－
資本金	（千円）	421,000	2,210,432	3,217,024	2,206,000	2,219,433
発行済株式総数	（株）	23,583	54,744	60,668	27,083	55,896
純資産額	（千円）	1,100,961	6,141,180	8,922,057	5,760,018	6,738,936
総資産額	（千円）	1,916,194	7,072,121	10,050,370	6,538,270	7,915,376
１株当たり純資産額	（円）	46,684.95	112,193.51	146,693.41	211,915.89	119,861.87
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	7,641.36	9,220.95	3,711.92	21,768.80	19,887.85
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	8,496.42	3,523.62	19,851.84	18,440.52
１株当たり配当額	（円）	－	750	750	4,000	1,500
自己資本比率	（%）	57.5	86.8	88.5	88.1	85.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	173,957	△172,870	－	464,379	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△74,970	△682,156	－	△386,365	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△56,184	△102,346	－	3,988,269	－
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	509,998	3,576,107	－	4,533,480	－
従業員数（外、平均臨時雇用者数）	（人）	103 (19)	158 (26)	182 (30)	120 (18)	168 (29)

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失につきましては、第８期中間会計期間は該当する関連会社がありませんので記載しておりません。また、第９期（通期）以後は、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、第８期中間会計期間については新株予約権残高はありますが、非上場であり、かつ店頭登録もしていなかったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
４．平成17年６月30日を基準日とし１：２の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割に伴う影響を加味し遡及修正を行った数値は以下のとおりです。

回次		第８期中	第９期中	第10期中	第８期	第９期
会計期間		自平成16年４月１日至平成16年９月30日	自平成17年４月１日至平成17年９月30日	自平成18年４月１日至平成18年９月30日	自平成16年４月１日至平成17年３月31日	自平成17年４月１日至平成18年３月31日
１株当たり純資産額	（円）	23,342.48	112,193.51	146,693.41	105,957.95	119,861.87
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	3,820.68	9,220.95	3,711.92	10,884.40	19,887.85
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	8,496.42	3,523.62	9,925.92	18,440.52
１株当たり配当額	（円）	－	750	750	2,000	1,500

５．平成16年11月１日付の有償一般募集増資、平成18年８月14日付で第三者割当増資、及び新株予約権の行使による新株の発行に伴い、発行済株式数、資本金及び資本準備金が増加しております。
６．第８期の１株当たり配当額には、上場記念配当1,000円を含んでおります。
７．第９期（通期）より連結財務諸表を作成しているため、それ以後の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
８．第10期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

2【事業の内容】

当社は親会社である伊藤忠商事株式会社が形成する企業集団の「宇宙・情報・マルチメディアカンパニー」部門に属しており、同企業集団においてインターネットを使ったＢ２Ｃ事業を担っております。また当社は、子会社あるいは関連会社としてインターネットビジネスを営む複数の会社と資本・業務提携の関係を構築し、これらグループ会社との連携を図った事業展開をしております。当社グループ（当社及び連結子会社、持分法適用関連会社）の主な事業内容は以下のとおりです。

(1) メディア事業

広告、アフィリエイト広告、検索連動型広告等であります。

(2) エンタテインメント事業

コミュニティーサービス、オンラインゲーム、音楽コンテンツ配信、インターネット接続サービス等であります。

(3) 金融サービス事業

カードローン、クレジットサービス等であります。

(4) その他事業

ＥＣ、新規事業等であります。

当社グループの構成及び企業集団における各社の位置付け並びに事業取引の系統図は以下のとおりです。

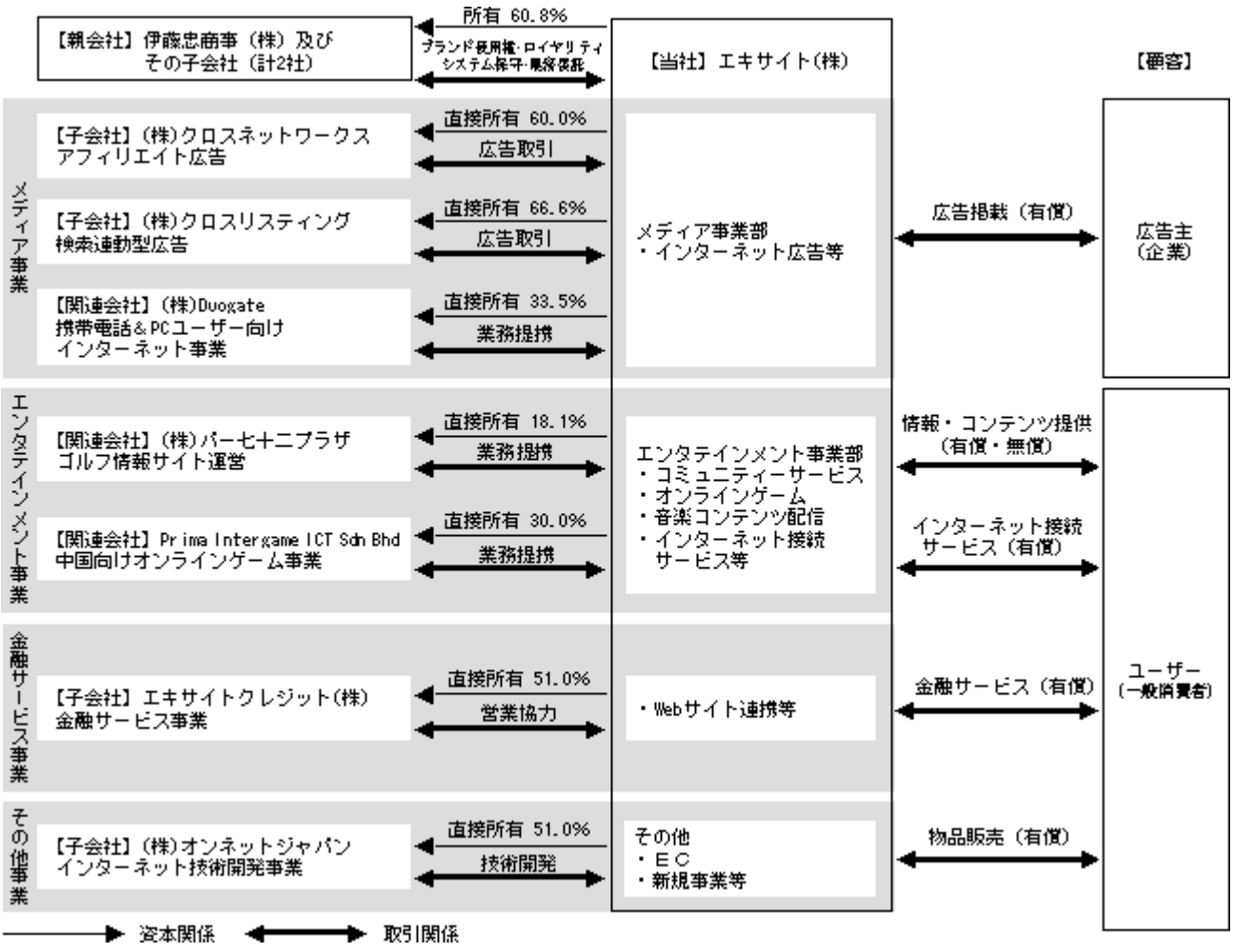

・平成17年９月22日、株式会社クロスネットワークス（平成17年８月15日に、株式会社イー・クラシスのアフィリエイト事業部門を分離し、独立会社として設立）の第三者割当増資を引き受けました。当社の同社に対する出資比率は60.0%で、当社の子会社となります。当社は同社を通じてアフィリエイト広告市場の開拓及び当社ＥＣ事業の販売促進を進めます。

・平成17年12月８日、ＮＴＴレゾナント株式会社と合弁でインターネット検索サービス会社 株式会社クロスリスティングを設立しました。当社の同社に対する出資比率は66.6%で、当社の子会社となります。当社は同社からインターネット検索サービス機能の提供を受けるとともに、同社が販売するリスティング広告を当社ポータルサイト上に表示することで、リスティング広告による収益を獲得して参ります。
・平成18年１月24日、株式会社オリエントコーポレーション及び伊藤忠商事株式会社と合弁でインターネット専業の金融サービス会社 エキサイトクレジット株式会社を設立しました。当社の同社に対する出資比率は51.0%で、当社の子会社となります。インターネットと親和性の高い金融サービスを展開することで、グループ全体の事業領域を拡大し、金融分野での収益の獲得を目指します。
・平成18年４月12日、インターネット技術に関する開発及びマーケティング業務を行う株式会社オンネットジャパンの第三者割当増資を引き受けました。当社の同社に対する出資比率は51.0%で当社の子会社となります。次世代Ｗｅｂ技術のローカライズやマーケティングで協業し、ソフトウェアの企画開発やサービス提供に係る運営・営業体制の連携を目指しております。
・平成16年12月１日、ＫＤＤＩ株式会社と合弁で株式会社Ｄｕｏｇａｔｅ（デュオゲート）を設立しました。当社の同社に対する出資比率は33.5%で当社の関連会社となります。Ｄｕｏｇａｔｅは、携帯電話ユーザー向けにインターネットポータルサービスを提供することを目的に設立されました。携帯電話の機能進歩は目覚ましく、携帯電話からインターネットポータルを閲覧できるようになりました。そこで当社とＫＤＤＩは、携帯電話とパーソナルコンピュータからのアクセスが可能となるポータルサイトの構築を目指し、インターネットユーザーに利便性の高いサービスを提供していく計画です。同社は平成17年４月11日から営業を開始しました。
・平成17年６月30日、ゴルフ情報サイトを運営する株式会社パー七十二プラザの第三者割当増資を引き受けました。当社の同社に対する出資比率は18.1%（平成18年９月30日現在、出資当初23.2%）で、当社の関連会社となります。当社は同社のゴルフ情報を活用し、サービスの拡充を図ります。
・平成17年12月５日、中国市場に向けてオンラインゲームを配信するPrima Intergame ICT Sdn Bhdの第三者割当増資を引き受けました。当社の同社に対する出資比率は30.0%で、当社の関連会社となります。当社が営業権を有するオンラインゲームタイトル等のコンテンツを同社を通じて中国市場へ供給するとともに、同社と共同保有するオンラインゲームタイトルを中国に配信することで海外市場での収益の獲得を目指します。

３【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において以下の会社が新たに連結子会社となりました。

平成18年９月30日現在

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） 株式会社オンネットジャパン	東京都渋谷区	64	その他事業（インターネット技術開発事業）	所有 51.0	業務提携 出向１名

（注）１．主要な事業内容には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

４【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年９月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
メディア事業	105（24）
エンタテインメント事業	50（ 8）
金融サービス事業	5（―）
その他事業	19（ 2）
全社共通	38（ 9）
合計	217（45）

（注）１．従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
２．従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。

(2) 提出会社の状況

平成18年９月30日現在

従業員数（人）	182（30）

（注）　従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、当中間会計期間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
また、従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に設備投資など内需の底堅い伸びに支えられました。また雇用及び所得面の改善から個人消費も堅調に推移するなど景気は全般的に回復基調を持続いたしました。しかし一方で、原油価格の高騰や米国経済の減速観測など、わが国経済に影響を与える懸念が残る経営環境となりました。

このような状況の中、当中間連結会計期間の当企業集団（以下「当社グループ」）の売上高は5,791百万円となりました。このうち単体の売上高が5,389百万円（前年同期比26.7%増）、連結子会社４社の売上高合計が540百万円となっております（連結消去前、以下同）。

メディア事業におけるインターネット広告売上では、幅広い広告主からの需要に支えられた検索連動型広告及び当社が得意とするターゲティングメディア型のタイアップ広告の売上が好調に推移しました。エンタテインメント事業では、オンラインゲームや音楽コンテンツ配信を中心とする課金コンテンツサービスが売上を牽引するとともに、ブロードバンド（インターネット接続）サービスによる収入が、接続料金と回線料金をまとめて支払うことのできる料金プランが好評で、大幅な会員増を記録しました。

売上の状況については後述の「事業の種類別セグメントの状況」及び「売上区分別の状況」を併せて参照ください。

コスト面につきましては、当中間連結会計期間の売上原価は2,519百万円となりました。ブロードバンドサービスにおいて回線の仕入コストを計上するようになったことや、ＥＣの売上の増減によって商材の仕入原価が変動することが、売上原価構造に変化を生じている点として挙げられます。またタイアップ広告などクリエイティブ費の発生する広告案件が増加したため広告制作原価が増加しました。加えてオンラインゲーム事業や音楽ダウンロードサービスのコンテンツ調達コスト等の売上原価が、これら事業の増収に伴い増加しました。

売上総利益は3,271百万円、売上高総利益率は56.5%となりました。なお、単体の売上総利益は3,103百万円（前年同期比13.3%増）、売上高総利益率は57.6%（同6.8ポイント減）でした。

販売費及び一般管理費は3,036百万円となりました。販売手数料（広告代理店手数料）は、広告売上増であったものの、当中間連結会計期間においては広告主との直接取引案件が一定量を占めたため298百万円にとどまりました。一方、リスティング広告のシンジケーション・パートナーに対する支払（業務提携料）は、同広告の売上増に伴い増加しました。また、従業員の増加（当中間期末：連結ベース217人、単体ベース182人－前中間期末比24人増）により人件費が増加しました。役職員に対するストックオプション（新株予約権）の公正評価価値の費用計上が制度化されたことも人件費増の一因となっております。また、人員体制の強化及び子会社の設立／取得に併せて事務所スペースを拡張しております。そのため、事務所家賃が増加し148百万円となりました。

以上の結果、営業利益は234百万円、売上高営業利益率は4.1%となりました。このうち単体の営業利益は389百万円（前年同期比20.1%増）、売上高営業利益率は7.2%（同0.4ポイント減）、連結子会社４社の営業損益合計は△151百万円となっております。連単の差は、連結子会社のエキサイトクレジット株式会社が認知度向上戦略としてプロモーション費用を積極的に投じたことによる営業損失が主な要因で、期初計画にも織り込んでいたものであります。

営業外損益につきましては、持分法適用関連会社３社における持分法投資損益を合計で△20百万円計上いたしました。パソコン及び携帯電話からのアクセスをコンセプトとしたハイブリッド型ポータルサイトを展開する関連会社（株式会社Ｄｕｏｇａｔｅ）の収益性向上が持分法投資損失幅の縮小につながりました（なお当社は、平成18年10月20日に発表のとおり、ＫＤＤＩ株式会社の申し出により、当社が保有する株式会社Ｄｕｏｇａｔｅの株式全てをＫＤＤＩ株式会社に譲渡することを決定しております）。また、第三者割当増資にて新株を発行したため、登録免許税等の株式交付費を10百万円計上しました。これらにより、当中間連結会計期間の経常利益は201百万円となりました。単体の経常利益は376百万円（前年同期比16.6%増）となっております。

税負担につきましては、前期までは繰越欠損金があったため、法人税の支払いを免除されていましたが、当中間期は繰越欠損金による課税所得の軽減はあるものの、法人税を計上するようになりました。また、この税負担の正常化（繰越欠損金による税免除の解消）に伴い法人税等調整額が減算項目に転じております。これらの状況に、連結子会社の損益に係る少数株主損失を調整した結果、中間純利益は170百万円となりました。

単体の中間純利益は212百万円（前年同期比57.8%減）となっております。単体の税引前中間純利益が前年同期比10.7%増の357百万円であるにもかかわらず、中間純利益が前年同期比で減益となる要因は、連結決算同様に、前期まで免除されてきた法人税を当中間期から支払いはじめたこと、及び税効果会計における法人税調整額の計上が減算効果をもたらすことによるものです。

事業の種類別セグメントの状況

メディア事業

インターネット広告売上を主体とする当セグメントの売上高は3,014百万円、営業利益は608百万円となりました。昨年度に設立した連結子会社（アフィリエイト広告仲介サービスの株式会社クロスネットワークス及び、カテゴリー型検索サービスの株式会社クロスリスティング）の事業が軌道に乗り始め、インターネット広告分野のビジネスに厚みが増しました。当社ポータルサイトのメディア力を活かした広告枠（タイアップ記事広告、リッチメディア広告）の販売強化や、女性向け服飾品のネット通信販売（ファッションＥＣ）を積極的に展開するなどメディア事業の拡大を図りました。費用面につきましては高付加価値の広告案件が増加したことで広告制作に係る費用や広告代理店に支払う販売手数料及び事業の拡大に伴う人件費等の費用が増加しております。

エンタテインメント事業

一般消費者から利用料を得るサービス（オンラインゲーム、音楽コンテンツ配信、コミュニティーサービス、インターネット接続サービス）を展開する当セグメントの売上高は2,636百万円、営業利益は439百万円となりました。オンラインゲームの増収により同サービスの収益性が改善するとともに、携帯電話ユーザー向け音楽コンテンツ配信がサービスの幅を拡げたことで堅調に推移しました。また、インターネット接続サービスでは、接続料金と回線料金とがセットになった料金体系がユーザーの支持を集め利用者数の増加につながりました。費用面につきましては、新しい課金サービスの開発費やコンテンツの調達費用が売上に連動して増加するとともに、インターネット接続サービスにおいて回線の仕入費用が増加するなど、新たなコスト要因が生じています。

金融サービス事業

当セグメントの売上高は6百万円、営業損失は155百万円となりました。連結子会社でインターネット専門の金融サービスを展開するエキサイトクレジット株式会社の事業によるものを計上しています。同社は平成18年4月に営業を開始いたしました。広告宣伝活動を積極的に展開したことによる先行的費用が営業損失の主な要因となっています。

その他事業

当セグメントにはアーティストの写真集やＤＶＤ等の物販、海外展開等の新規事業による業績が含まれます。当セグメントの売上高は133百万円、営業損失は122百万円となりました。成長戦略の一環として取り組む新事業領域の開拓やプロジェクトであるため費用が先行する状況となっております。

セグメント情報につきましては、「第５ 経理の状況 （１）中間連結財務諸表 注記事項 セグメント情報」を参照ください。

売上区分別の状況

当中間連結会計期間より事業の種類別セグメント情報の表示を開始しましたが、これまで当社が開示してきました売上区分に従った営業の状況は以下のとおりです。

広告売上

インターネット広告分野の売上は2,823百万円となりました。単体での同分野の売上高が前年同期比21.0%増となるとともに、インターネット広告関連事業を展開する連結子会社（株式会社クロスネットワークス及び株式会社クロスリスティング）の業績が増収に寄与しました。ブランディング広告に有効な広告主とのタイアップ記事広告や画像表現力豊かなリッチメディア広告を積極的に展開し堅調な推移となりました。またリスティング広告につきましては、平成18年7月から当社ポータルサイトで提供する検索機能をオーバーチュア株式会社のものに切り替えたことが奏効し増収につながりました。

課金コンテンツサービス売上

課金コンテンツサービス分野の売上は1,590百万円となりました。同分野の売上はすべて単体（エキサイト株式会社）の事業によるもので、単体での同分野の売上高は前年同期比35.8%増となりました。増収の主な要因は、注力分野であるオンラインゲーム事業の売上が同124.4%増の468百万円、音楽ダウンロードサービス関連事業の売上が同63.8%増の544百万円と順調な推移となったことによるものです。オンラインゲーム事業は、前年同期は月額課金方式を採用しておりましたが、昨年後半に主要タイトルすべてを順次、アイテム課金方式に変更したことで、同事業の収益性を改善することができました。一方、音楽ダウンロードサービスにつきましては、携帯電話ユーザーにおける音楽ダウンロードサービスの利用が促進されたことを背景に販売増となりました。

ブロードバンドサービス売上

ＩＳＰ事業であるブロードバンドサービスの売上は764百万円となりました。当分野も課金コンテンツサービスと同様に単体の事業によるものであります。前年の期中より、当社が通信事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社：以下「ＮＴＴ東日本」「ＮＴＴ西日本」）から回線（Ｂフレッツ）を仕入れ、接続サービスとセットで提供するサービスを開始したことが奏効し、利用者の増加が続いております。また、このセット販売により、回線料金が当社売上に計上されることになり増収要因となっております。なお、この事業を通じて取引のあるＮＴＴ東西との提携関係を強化するため、平成18年８月に当社はＮＴＴ東日本・西日本を割当先とする第三者割当増資を実施しました。

ＥＣ売上、その他売上

女性向け服飾品（ファッション）等のネット通信販売を中心とするＥＣ事業の売上を290百万円、美容サロン向けサービスや韓国俳優のファンクラブＷｅｂサイトの運営に取り組んだことによる売上をその他に計上することができました。また当期よりインターネット上でクレジットやローン事業を展開するエキサイトクレジット株式会社（大手信販会社の株式会社オリエントコーポレーション及び親会社の伊藤忠商事株式会社との合弁会社）の収入がその他区分に計上されております。

当中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

区分	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）
広告売上（千円）	2,823,701
課金コンテンツサービス売上（千円）	1,590,530
ブロードバンドサービス売上（千円）	764,009
ＥＣ売上（千円）	290,529
その他売上（千円）	322,295
合計（千円）	5,791,066

※当社は前連結会計年度より連結決算をしておりますが、前中間連結会計期間においては連結決算をしておりませんでしたので、前年同期の比較はありません。

用語解説

［リスティング広告］　**ユーザーが検索サービスを利用する際、特定のキーワードが入力されると、そのキーワードに関連した広告が画面上に表示されるインターネット広告のこと。**

［月額課金／アイテム課金］　**サービスの利用につき月々定額を徴収する方法を「月額課金」、サービスの利用自体は無料でゲーム中で使うアイテムを有料で販売する方法を「アイテム課金」という。**

［コンテンツ・シンジケーション］　**複数のＷｅｂサイトでコンテンツを共用すること。**

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は前期末に比べ628百万円増加し3,527百万円となりました。平成18年8月に第三者割当増資を実施し1,991百万円の資金を調達しましたが、一方で、売上債権等の増加や業務提携に際しての出資や貸付による資金の支出がありました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間は、売上増に伴う売上債権の増加（456百万円）やコンテンツの調達等のための前払金の増加（96百万円）により、資金の支出が増えました。これに対し、仕入債務は小幅な増加（54百万円）にとどまり、さらに未払費用・未払金が減少するなど、運転資金需要は高まる傾向を見せました。その一方で、営業貸付金の回収（152百万円）が順調に進むなど、資金収入がありました。これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、91百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

業務提携をベースとした有価証券及び投資有価証券の取得により、合計884百万円の資金を支出しました。またオンラインゲームの営業権取得のための権利金として39百万円、音楽関連事業のソフトウェアシステムの構築に198百万円を投資しました（無形固定資産の取得）。これらにより当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、1,230百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当社グループの中長期的な資金需要に充当するため東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施し1,991百万円の資金を調達しました。資金の支出としましては、前期の期末配当金の支払額として41百万円を計上しました。以上の結果、当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは1,943百万円の資金の収入となりました。

※当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、各キャッシュ・フローについての前年同期との比較についての記載は行っておりません。

2【生産、受注及び販売の状況】

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(1) 生産実績

該当する事項はありません。

(2) 受注状況

該当する事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントで示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前年同期比（%）
メディア事業（千円）	3,014,458	－
エンタテインメント事業（千円）	2,636,659	－
金融サービス事業（千円）	6,398	－
その他事業（千円）	133,550	－
合計（千円）	5,791,066	－

（注）１．金額は販売価格によっており、セグメント間の内部売上は含まれておりません。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３．当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、GMOペイメントゲートウェイ株式会社とは回収代行契約を締結しており、下記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を記載しております。

相手先	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	
	金額（千円）	割合（%）
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	994,500	17.17

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した当社経営（収益構造等）に著しい影響与える重要な契約はありません。

※平成18年10月1日以降に発生した重要な事項につきましては「重要な後発事象」に記載しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間における事業・サービスの充実及び業容の拡大のための主な設備投資の内容は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

事業所名（所在地）	事業部門別の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積㎡）	その他	合計	
本社（東京都渋谷区）	エンタテインメント事業部	音楽関連事業に係るシステム	－	－	－（－）	111,403	111,403	50
		チケット発行システム	－	－	－（－）	35,328	35,328	(8)

（注）１．その他の欄は無形固定資産（ソフトウェア）であります。
２．金額には消費税等を含めておりません。
３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。
４．リース契約による主な賃借設備は、次のとおりです。

名称	数量	リース期間（年）	支払リース料（千円）	リース契約残高（千円）
フロア増床に伴う建物付属設備（所有権移転外ファイナンスリース）	一式	8	9,744	147,784
データベースサーバー（所有権移転外ファイナンスリース）	一式	4	854	13,105
オンラインゲームサービス用サーバー（所有権移転外ファイナンスリース）	一式	3	1,059	11,657
デザイン用アプリケーション（所有権移転外ファイナンスリース）	一式	5	533	31,488

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(3) 在外子会社

該当する事項はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、完了したものに関しては「主要な設備の状況」の項に記載しております。また、その他計画について新たな追加や変更はございません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	188,000
計	188,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（平成18年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成18年12月8日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	60,668	61,004	ジャスダック証券取引所	―
計	60,668	61,004	―	―

（注）「提出日現在発行数」には、平成18年12月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成14年12月19日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数	838個（注）１	745個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,676株 （注）１，２	1,490株 （注）１，２
新株予約権の行使時の払込金額	１株あたり15,230円 （注）３	同左
新株予約権の行使期間	平成17年２月１日から 平成24年12月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　15,230円 資本組入額　 7,615円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１．割当てられた新株予約権2,005個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

２．発行当初、新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１個につき目的となる株式は２株となっております。

新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき１株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

３．発行当初、新株予約権１株あたりの払込金額は30,460円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１株あたりの払込金額は15,230円となっております。

新株予約権１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

（ア）対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より６ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（イ）当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{１株あたり払込金額（又は１株あたりの処分価額）}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、１株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の１株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

（ウ）当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（ア）対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より６ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

（イ）対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

①　権利行使可能日より６ヶ月を経過する日まで：25%
②　権利行使可能日より６ヶ月を経過した日から１年６ヶ月を経過する日まで：50%
③　権利行使可能日より１年６ヶ月を経過した日から２年６ヶ月を経過する日まで：75%
④　権利行使可能日より２年６ヶ月を経過した日から５年を経過する日まで：100%

（ウ）対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後３ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後３ヶ月を経過する日までとします。

①　重度の心身の障害による執務不能
②　定年による退職
③　業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

（エ）対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

（オ）対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（ウ）に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

（カ）対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

（キ）上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

② 平成14年12月19日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数	315個（注）１	260個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	630株 （注）１，２	520株 （注）１，２
新株予約権の行使時の払込金額	１株あたり15,230円 （注）３	同左
新株予約権の行使期間	平成17年２月１日から 平成24年12月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　15,230円 資本組入額　 7,615円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１．割当てられた新株予約権520個から、行使された新株予約権の数権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

２．発行当初、新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１個につき目的となる株式は２株となっております。

新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありますが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき１株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

３．発行当初、新株予約権１株あたりの払込金額は30,460円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１株あたりの払込金額は15,230円となっております。

新株予約権１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

（ア）当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（イ）当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{１株あたり払込金額（又は１株あたりの処分価額）}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、１株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の１株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

（ウ）当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（ア）対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より１年を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

（イ）対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

① 権利行使可能日より１年を経過する日まで：25%
② 権利行使可能日より１年を経過した日から２年を経過する日まで：50%
③ 権利行使可能日より２年を経過した日から３年を経過する日まで：75%
④ 権利行使可能日より３年を経過した日から４年を経過する日まで：100%

（ウ）対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後３ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後３ヶ月を経過する日までとします。

① 重度の心身の障害による執務不能
② 定年による退職
③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

（エ）対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

（オ）対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（ウ）に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

（カ）対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

（キ）上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

③　平成15年６月26日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数	84個	84個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	168株（注）１，２	168株（注）１，２
新株予約権の行使時の払込金額	１株あたり16,500円 （注）３	同左
新株予約権の行使期間	平成17年６月27日から 平成25年６月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　16,500円 資本組入額　8,250円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１．割当てられた新株予約権145個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

２．発行当初、新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１個につき目的となる株式は２株となっております。

新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき１株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

３．発行当初、新株予約権１株あたりの払込金額は33,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１株あたりの払込金額は16,500円となっております。

新株予約権１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

（ア）当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（イ）当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{１株あたり払込金額（又は１株あたりの処分価額）}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、１株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の１株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

（ウ）当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（ア）対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より６ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

（イ）対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

①　権利行使可能日より６ヶ月を経過する日まで：25%
②　権利行使可能日より６ヶ月を経過した日から１年６ヶ月を経過する日まで：50%
③　権利行使可能日より１年６ヶ月を経過した日から２年６ヶ月を経過する日まで：75%
④　権利行使可能日より２年６ヶ月を経過した日から５年を経過する日まで：100%

（ウ）対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後３ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後３ヶ月を経過する日までとします。

①　重度の心身の障害による執務不能
②　定年による退職
③　業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

（エ）対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

（オ）対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（ウ）に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

（カ）対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

（キ）上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

④　平成15年10月10日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数	183個（注）１	158個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	366株 （注）１，２	316株 （注）１，２
新株予約権の行使時の払込金額	１株あたり18,000円 （注）３	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月11日から 平成25年10月９日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　18,000円 資本組入額　　9,000円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１．割当てられた新株予約権290個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

２．発行当初、新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１個につき目的となる株式は２株となっております。

新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき１株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

３．発行当初、新株予約権１株あたりの払込金額は36,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１株あたりの払込金額は18,000円となっております。

新株予約権１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

（ア）当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（イ）当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{１株あたり払込金額（又は１株あたりの処分価額）}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、１株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の１株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

（ウ）当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（ア）対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社の取締役である者（以下、「対象取締役」という）については１年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において当社の従業員である者（以下、「対象従業員」という）については６ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

（イ）対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

（Ａ）対象取締役

①　権利行使可能日より１年を経過する日まで：25%
②　権利行使可能日より１年を経過した日から２年を経過する日まで：50%
③　権利行使可能日より２年を経過した日から３年を経過する日まで：75%
④　権利行使可能日より３年を経過した日から４年を経過する日まで：100%

（Ｂ）対象従業員

①　権利行使可能日より６ヶ月を経過する日まで：25%
②　権利行使可能日より６ヶ月を経過した日から１年６ヶ月を経過する日まで：50%
③　権利行使可能日より１年６ヶ月を経過した日から２年６ヶ月を経過する日まで：75%
④　権利行使可能日より２年６ヶ月を経過した日から５年を経過する日まで：100%

（ウ）対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後３ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後３ヶ月を経過する日までとします。

①　重度の心身の障害による執務不能
②　定年による退職
③　業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

（エ）対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

（オ）対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（ウ）に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

（カ）対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

（キ）上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

⑤　平成16年６月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数	139個（注）１	139個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	278株 （注）１，２	278株 （注）１，２
新株予約権の行使時の払込金額	１株あたり125,000円 （注）３	同左
新株予約権の行使期間	平成18年６月25日から 平成26年６月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　125,000円 資本組入額　　62,500円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１．割当てられた新株予約権195個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

２．発行当初、新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１個につき目的となる株式は２株となっております。

新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありますが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき１株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

３．発行当初、新株予約権１株あたりの払込金額は250,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１株あたりの払込金額は125,000円となっております。

新株予約権１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

（ア）当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（イ）当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{１株あたり払込金額（又は１株あたりの処分価額）}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、１株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の１株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

（ウ）当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（ア）対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める幹部社員である者（以下、「対象幹部従業員」という）については１年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者（以下、「対象従業員」という）については６ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

（イ）対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

（Ａ）対象幹部従業員

①　権利行使可能日より１年を経過する日まで：25%
②　権利行使可能日より１年を経過した日から２年を経過する日まで：50%
③　権利行使可能日より２年を経過した日から３年を経過する日まで：75%
④　権利行使可能日より３年を経過した日から４年を経過する日まで：100%

（Ｂ）対象従業員

①　権利行使可能日より６ヶ月を経過する日まで：25%
②　権利行使可能日より６ヶ月を経過した日から１年６ヶ月を経過する日まで：50%
③　権利行使可能日より１年６ヶ月を経過した日から２年６ヶ月を経過する日まで：75%
④　権利行使可能日より２年６ヶ月を経過した日から５年を経過する日まで：100%

（ウ）対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後３ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後３ヶ月を経過する日までとします。

①　重度の心身の障害による執務不能
②　定年による退職
③　業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

（エ）対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

（オ）対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（ウ）に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

（カ）対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

（キ）上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

⑥　平成17年６月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数	225個（注）１	225個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	550株 （注）１，２	550株 （注）１，２
新株予約権の行使時の払込金額	１株あたり794,685円 （注）３	１株あたり791,606円 （注）３
新株予約権の行使期間	平成19年６月24日から 平成27年６月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　794,685円 資本組入額　397,343円	発行価格　　791,606円 資本組入額　395,803円
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１．割当てられた新株予約権240個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

２．発行当初、新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権１個につき目的となる株式は２株となっております。

新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありますが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき１株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

３．発行当初、新株予約権１株あたりの払込金額は1,589,370円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式１株を２株とする株式分割を実施、また平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行（発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円)しておりますので、新株予約権１株あたりの払込金額は791,606円となっております。

新株予約権１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

（ア）当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（イ）当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{１株当たり払込金額（又は１株当たりの処分価額）}}{\text{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、１株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の１株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

（ウ）当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（ア）対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとします。

（A）対象幹部従業員

① 平成19年６月24日から平成20年６月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

② 平成20年６月24日から平成21年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

③ 平成21年６月24日から平成22年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

④ 平成22年６月24日から平成27年６月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

（B）対象従業員

① 平成19年６月24日から平成19年12月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

② 平成19年12月24日から平成20年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

③ 平成20年12月24日から平成21年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

④ 平成21年12月24日から平成27年６月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

（イ）対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年６月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年９月23日まで、平成19年６月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後３ヶ月を経過する日までとします。

① 重度の心身の障害による執務不能

② 定年による退職

③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

（ウ）対象者が平成19年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成19年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

（エ）対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（イ）に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

（A）対象幹部従業員

① 商法第254条ノ２に規定する欠格事由に該当するに至った場合。

② 商法第264条に違反する競業取引を行った場合。

③ 商法第265条第１項各号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。

④ 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。

⑤ 禁固以上の刑に処せられた場合。

⑥ 新株予約権を放棄した場合。

（B）対象従業員

① 故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。

② 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。

③ 禁固以上の刑に処せられた場合。

④ 新株予約権を放棄した場合。

（オ）対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

（カ）その他の条件については、第８期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

※上記の旧商法規定は会社法上の相当規定に読み替えるものとします。

⑦ 平成18年６月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数	350個	350個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	350株 （注）１	350株 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額	１株あたり764,782円 （注）２	１株あたり761,819円 （注）２
新株予約権の行使期間	平成20年６月24日から 平成24年６月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　764,782円 資本組入額　382,391円	発行価格　761,819円 資本組入額　380,910円
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありますが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき１株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

２．新株予約権１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

発行当初、新株予約権１株あたりの払込金額は764,782円でありましたが、平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行（発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円)しておりますので、新株予約権１株あたりの払込金額は761,819円となっております。

（ア）当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（イ）当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{１株当たり払込金額（又は１株当たりの処分価額）}}{\text{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、１株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の１株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

（ウ）当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（ア）対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとします。

① 平成20年６月24日から平成21年６月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

② 平成21年６月24日から平成22年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

③ 平成22年６月24日から平成23年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

④ 平成23年６月24日から平成24年６月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

（イ）対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年６月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年９月23日まで、平成19年６月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後３ヶ月を経過する日までとします。

① 重度の心身の障害による執務不能

② 定年による退職

③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

（ウ）対象者が平成19年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成19年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

（エ）対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（イ）に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

① 会社法第331条１に規定する欠格事由に該当するに至った場合。
② 会社法第356条第１項第１号、第365条第１項に違反する競業取引を行った場合。
③ 会社法第356条第１項第２項又は第３号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。
④ 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。
⑤ 禁固以上の刑に処せられた場合。
⑥ 新株予約権を放棄した場合。

（オ）対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

（カ）その他の条件については、第９期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

⑧ 平成18年６月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数	606個（注）１	604個（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	606株 （注）１，２	604株 （注）１，２
新株予約権の行使時の払込金額	１株あたり764,782円 （注）３	１株あたり761,819円 （注）３
新株予約権の行使期間	平成20年６月24日から 平成24年６月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　764,782円 資本組入額　382,391円	発行価格　　761,819円 資本組入額　380,910円
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１．割当てられた新株予約権610個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式は１株でありますが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき１株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

３．新株予約権１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

発行当初、新株予約権１株あたりの払込金額は764,782円でありましたが、平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行（発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円)しておりますので、新株予約権１株あたりの払込金額は761,819円となっております。

（ア）当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（イ）当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる１円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）} \times \text{１株当たり払込金額（又は１株当たりの処分価額）}}{\text{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、１株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の１株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

（ウ）当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

（ア）対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとします。

（A）対象幹部従業員

① 平成20年６月24日から平成21年６月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

② 平成21年６月24日から平成22年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

③ 平成22年６月24日から平成23年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

④ 平成23年６月24日から平成24年６月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

（B）対象従業員

① 平成22年６月24日から平成23年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

② 平成23年６月24日から平成24年６月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

（イ）対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年６月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年９月23日まで、平成19年６月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後３ヶ月を経過する日までとします。

① 重度の心身の障害による執務不能

② 定年による退職

③ 業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

（ウ）① 対象幹部従業員が平成20年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象幹部従業員が平成20年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

② 対象従業員が平成22年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象従業員が平成22年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

（エ）対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また（イ）に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

① 故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。

② 当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。

③ 禁固以上の刑に処せられた場合。

④ 新株予約権を放棄した場合。

（オ）対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

（カ）その他の条件については、第９期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成18年4月30日（注1）	22	55,918	198	2,219,631	198	2,505,631
平成18年5月31日（注1）	6	55,924	45	2,219,677	45	2,505,677
平成18年6月30日（注1）	6	55,930	375	2,220,052	375	2,506,052
平成18年7月31日（注1）	8	55,938	500	2,220,552	500	2,506,552
平成18年8月14日（注2）	4,700	60,638	995,695	3,216,247	995,695	3,502,247
平成18年8月30日（注1）	28	60,660	652	3,216,899	652	3,502,899
平成18年9月30日（注1）	2	60,668	125	3,217,024	125	3,503,024

（注）１．新株予約権の行使による増加であります。
２．第三者割当増資のための新株発行による増加であります。発行価額の総額は1,991,390千円、資本組入額の総額は995,695千円であります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	35,794	59.00
東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3-19-2	3,100	5.11
西日本電信電話株式会社	大阪市中央区馬場町3-15	1,600	2.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	872	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	828	1.36
株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷2-15-1	800	1.32
伊藤忠テクノサイエンス株式会社	東京都千代田区霞が関3-2-5	692	1.14
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	639	1.05
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	512	0.84
伊藤忠エレクトロニクス株式会社	東京都港区北青山2-5-1	400	0.66
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋4-26-10	400	0.66
計	―	45,637	75.22

(5)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成18年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　7	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　60,660	60,660	－
端株	普通株式　1	－	－
発行済株式総数	60,668	－	－
総株主の議決権	－	60,660	－

（注）端株には、当社所有の自己株式0.2株が含まれます。

②【自己株式等】

平成18年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
エキサイト株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号恵比寿ガーデンプレイス20階	7	－	7	0.01
計	－	7	－	7	0.01

２【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高（円）	1,110,000	840,000	825,000	872,000	580,000	530,000
最低（円）	796,000	659,000	600,000	427,000	434,000	414,000

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、前中間会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

２．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）及び、当中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	当中間連結会計期間末（平成18年９月30日） 金額（千円）		構成比（％）	前連結会計年度の要約連結貸借対照表（平成18年３月31日） 金額（千円）		構成比（％）
（資産の部）							
Ⅰ　流動資産							
１．現金及び預金		3,527,588			2,899,322		
２．受取手形及び売掛金		2,736,790			2,279,998		
３．有価証券		310,000			－		
４．たな卸資産		184,935			163,582		
５．その他		559,538			744,844		
貸倒引当金		△1,800			－		
流動資産合計			7,317,053	71.4		6,087,747	74.6
Ⅱ　固定資産							
１．有形固定資産	※１	192,087			194,842		
２．無形固定資産		908,842			720,091		
３．投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		1,524,335			893,257		
(2) その他		303,828			264,976		
貸倒引当金		△1,800			－		
投資その他の資産合計		1,826,364			1,158,234		
固定資産合計			2,927,294	28.6		2,073,167	25.4
資産合計			10,244,347	100.0		8,160,915	100.0

区分	注記番号	当中間連結会計期間末（平成18年９月30日）			前連結会計年度の要約連結貸借対照表（平成18年３月31日）		
		金額（千円）		構成比（％）	金額（千円）		構成比（％）
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
１．買掛金		751,004			696,211		
２．その他		495,998			561,258		
流動負債合計			1,247,002	12.2		1,257,469	15.4
負債合計			1,247,002	12.2		1,257,469	15.4
（少数株主持分）							
少数株主持分			―	―		312,168	3.8
（資本の部）							
Ⅰ　資本金			―	―		2,219,433	27.2
Ⅱ　資本剰余金			―	―		2,640,315	32.4
Ⅲ　利益剰余金			―	―		1,743,146	21.4
Ⅳ　その他有価証券評価差額金			―	―		△6,818	△0.1
Ⅴ　自己株式			―	―		△4,800	△0.1
資本合計			―	―		6,591,277	80.8
負債、少数株主持分及び資本合計			―	―		8,160,915	100.0
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
１．資本金		3,217,024			―		
２．資本剰余金		3,637,906			―		
３．利益剰余金		1,832,095			―		
４．自己株式		△4,800			―		
株主資本合計			8,682,226	84.7		―	―
Ⅱ　評価・換算差額等							
１．その他有価証券評価差額金		27,439			―		
２．為替換算調整勘定		317			―		
評価・換算差額等合計			27,756	0.3		―	―
Ⅲ　新株予約権			23,517	0.2		―	―
Ⅳ　少数株主持分			263,844	2.6		―	―
純資産合計			8,997,345	87.8		―	―
負債純資産合計			10,244,347	100.0		―	―

②【中間連結損益計算書】

区分	注記番号	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（千円）		百分比（%）	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日） 金額（千円）		百分比（%）
Ⅰ　売上高			5,791,066	100.0		9,432,561	100.0
Ⅱ　売上原価			2,519,774	43.5		3,548,330	37.6
売上総利益			3,271,292	56.5		5,884,231	62.4
Ⅲ　販売費及び一般管理費	※１		3,036,680	52.4		5,058,806	53.6
営業利益			234,611	4.1		825,424	8.8
Ⅳ　営業外収益							
１．受取利息		1,244			4,161		
２．保険配当金		703			－		
３．その他		240	2,188	0.0	3,382	7,544	0.0
Ⅴ　営業外費用							
１．持分法による投資損失		20,425			88,907		
２．新株発行費		－			2,891		
３．株式交付費		10,019			－		
４．その他		4,437	34,882	0.6	4,000	95,799	1.0
経常利益			201,917	3.5		737,170	7.8
Ⅵ　特別利益							
１．持分変動利益		18,832			6,387		
２．貸倒引当金戻入益		－	18,832	0.3	16,271	22,658	0.2
Ⅶ　特別損失							
１．固定資産除却損	※２	1,515			553		
２．クレーム処理損失		17,566			－		
３．減損損失	※３	－	19,081	0.3	6,000	6,553	0.0
税金等調整前中間（当期）純利益			201,668	3.5		753,275	8.0
法人税、住民税及び事業税		51,740			5,990		
法人税等調整額		57,912	109,652	1.9	△217,896	△211,906	△2.3
少数株主損失			78,849	1.4		31,780	0.3
中間（当期）純利益			170,865	3.0		996,963	10.6

③【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度の連結剰余金計算書 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）	
区分	注記番号	金額（千円）	
（資本剰余金の部）			
Ⅰ　資本剰余金期首残高			2,626,881
Ⅱ　資本剰余金増加高			
増資による新株の発行		13,433	13,433
Ⅲ　資本剰余金期末残高			2,640,315
（利益剰余金の部）			
Ⅰ　利益剰余金期首残高			916,954
Ⅱ　利益剰余金増加高			
当期純利益		996,963	996,963
Ⅲ　利益剰余金減少高			
１．配当金		149,371	
２．役員賞与		21,400	170,771
Ⅳ　利益剰余金期末残高			1,743,146

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日　残高（千円）	2,219,433	2,640,315	1,743,146	△4,800	6,598,095
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	997,590	997,590			1,995,181
剰余金の配当（注）			△41,916		△41,916
役員賞与（注）			△40,000		△40,000
中間純利益			170,865		170,865
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	997,590	997,590	88,949	－	2,084,131
平成18年９月30日　残高（千円）	3,217,024	3,637,906	1,832,095	△4,800	8,682,226

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年３月31日　残高（千円）	△6,818	－	△6,818	－	312,168	6,903,445
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						1,995,181
剰余金の配当（注）						△41,916
役員賞与（注）						△40,000
中間純利益					△78,849	92,016
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	34,257	317	34,574	23,517	30,524	88,617
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	34,257	317	34,574	23,517	△48,324	2,093,899
平成18年９月30日　残高（千円）	27,439	317	27,756	23,517	263,844	8,997,345

（注）　平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日） 金額（千円）	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日） 金額（千円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間（当期）純利益		201,668	753,275
減価償却費		37,554	60,413
権利金償却費		34,629	68,870
ソフトウェア償却費		58,060	54,678
受取利息		△1,244	△4,161
持分法による投資損失		20,425	88,907
売上債権の増加額		△456,791	△1,060,047
たな卸資産の増加額		△21,353	△157,230
営業貸付金の増減額（△増加額）		152,094	△200,000
流動資産その他の増加額		△64,172	△230,667
仕入債務の増加額		54,792	305,845
未払金の増加額		48,349	27,620
未払費用の増減額（△減少額）		△158,199	43,954
流動負債その他の増加額		39,837	38,876
役員賞与の支払額		△40,000	△21,400
その他		7,333	3,056
小計		△87,014	△228,005
利息の受取額		1,244	4,161
法人税等の支払額		△6,122	△5,810
営業活動によるキャッシュ・フロー		△91,893	△229,653

		当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
区分	注記番号	金額（千円）	金額（千円）
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△310,000	－
投資有価証券の取得による支出		△574,583	△833,815
有形固定資産の取得による支出		△67,352	△41,534
無形固定資産の取得による支出		△276,423	△626,077
その他の投資活動による支出		△2,335	△120,838
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,230,694	△1,622,265
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		1,985,162	23,976
自己株式の取得による支出		－	△792
配当金の支払額		△41,916	△149,371
少数株主からの払込による収入		－	343,949
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,943,245	217,761
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額（△減少額）		620,657	△1,634,157
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		2,899,322	4,533,480
Ⅵ　新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		7,608	－
Ⅶ　現金及び現金同等物の期末残高	※	3,527,588	2,899,322

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１．連結の範囲に関する事項	連結子会社の数　４社 連結子会社の名称 ㈱クロスネットワークス ㈱クロスリスティング エキサイトクレジット㈱ ㈱オンネットジャパン ㈱オンネットジャパンは、当中間連結会計期間において株式を取得したことにより、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めることとなりました。	連結子会社の数　３社 連結子会社の名称 ㈱クロスネットワークス ㈱クロスリスティング エキサイトクレジット㈱ 上記連結子会社３社は、当連結会計年度において株式を取得又は新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めることとなりました。
２．持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社数　３社 関連会社の名称 ㈱Ｄｕｏｇａｔｅ ㈱パー七十二プラザ Prima Intergame ICT Sdn Bhd (2) Prima Intergame ICT Sdn Bhdは、決算日が連結決算日と異なりますが、当該会社の直近の財務諸表を使用しております。	(1) 持分法適用の関連会社数　３社 関連会社の名称 ㈱Ｄｕｏｇａｔｅ ㈱パー七十二プラザ Prima Intergame ICT Sdn Bhd ㈱パー七十二プラザ、Prima Intergame ICT Sdn Bhdは、当連結会計年度において新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。 (2) Prima Intergame ICT Sdn Bhdは、決算日が連結決算日と異なりますが、当該会社の直近の財務諸表を使用しております。
３．連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
４．会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 ②たな卸資産 イ．商品 総平均法による原価法を採用しております。 ロ．貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。	①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ――――― 時価のないもの 同左 ②たな卸資産 イ．商品 同左 ロ．貯蔵品 同左

項目	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	①有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　３～18年 工具器具備品　２～15年 ②無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、権利金については契約期間（３年）に基づいております。また、自社利用のソフトウェアについては、当社グループにおける見込利用可能期間（３～５年）に基づいております。	①有形固定資産 同左 ②無形固定資産 同左
(3) 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております
(4) 重要な引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算定しております。	貸倒引当金 同左
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
(6) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左
５．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。	同左
６．連結調整勘定の償却に関する事項	―――――	連結調整勘定の償却については、５年間の均等償却を行っております。なお、重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度に全額償却することとしております。
７．のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんの償却については、５年間の均等償却を行うこととしております。なお、金額的重要性が乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。	―――――

項目	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
８．利益処分項目等の取扱いに関する事項	――――――	連結剰余金計算書は、連結子会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成されております。
９．中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

当中間連結会計期間末 （平成18年９月30日）	前連結会計年度 （平成18年３月31日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 281,781千円 ２．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額　2,500,000千円 借入実行残高　－千円 借入未実行残高　2,500,000千円	※１．有形固定資産の減価償却累計額 254,988千円 ２．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と貸出コミットライン契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットライン契約　2,500,000千円 借入実行残高　－千円 借入未実行残高　2,500,000千円

（中間連結損益計算書関係）

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
※１．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 業務委託費　420,356千円 給与手当　747,226千円 貸倒引当金繰入額　3,600千円	※１．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 広告宣伝費　310,853千円 販売手数料　601,877千円 販売促進費　190,391千円 業務提携料　362,583千円 ロイヤリティ　369,216千円 役員報酬　64,943千円 給与手当　1,132,028千円 福利厚生費　125,856千円 賞与　155,532千円 退職給付費用　26,485千円 業務委託費　854,274千円 減価償却費　72,212千円 ソフトウェア償却費　53,716千円 事務所家賃　167,499千円 その他　571,334千円
※２．固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品　951千円 ソフトウェア　564千円 合計　1,515千円	※２．固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物　128千円 工具器具備品　425千円 合計　553千円
※３．　――――――	※３．当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 用途：ゲームの使用権　種類：権利金　場所：本社（東京都渋谷区） 当社グループは、遊休状態にある資産について当該資産単独で資産のグルーピングをしております。 将来キャッシュフローが見込めない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,000千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、権利金6,000千円であります。 なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、個別に売却可能価額を見積もり算定しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当中間連結会計期間増加株式数（株）	当中間連結会計期間減少株式数（株）	当中間連結会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式　（注）	55,896.00	4,772.00	－	60,668.00
合計	55,896.00	4,772.00	－	60,668.00
自己株式				
普通株式	7.20	－	－	7.20
合計	7.20	－	－	7.20

（注）発行済株式総数の増加は、平成18年8月に実施した第三者割当増資に係る新株発行によるものが4,700.00株、新株予約権の行使によるものが72.00株となっております。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（千円）
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社（親会社）	第１回新株予約権	普通株式	1,732	－	56	1,676	－
	第２回新株予約権	普通株式	630	－	－	630	－
	第３回新株予約権	普通株式	168	－	－	168	－
	第４回新株予約権	普通株式	402	－	36	366	－
	第５回新株予約権	普通株式	302	－	24	278	－
	第６回新株予約権	普通株式	450	－	－	450	－
	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	23,517
連結子会社	－	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－	23,517

（注）１．第１回から第６回までの新株予約権はすべて役職員に対するストックオプションとして発行するものです。
２．新株予約権の減少は、新株予約権の行使あるいは新株予約権を割り当てられた役職員の退職等の事由による新株予約権の消滅によるものです。
３．第１回から第５回までの新株予約権は当連結中間会計期間末までに行使可能期間が到来したものであります。第６回の新株予約権は当連結中間会計期間末において行使可能期間を迎えておりません。

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	41,916	750	平成18年３月31日	平成18年６月23日

（２）基準日が当中間期に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間期末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年10月30日 取締役会	普通株式	45,495	利益剰余金	750	平成18年９月30日	平成18年12月11日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年９月30日現在） 現金及び預金勘定　3,527,588千円 現金及び現金同等物　3,527,588千円	※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成18年３月31日現在） 現金及び預金勘定　2,899,322千円 現金及び現金同等物　2,899,322千円

（リース取引関係）

<table>
<tr>
<th>当中間連結会計期間
（自　平成18年４月１日
至　平成18年９月30日）</th>
<th>前連結会計年度
（自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日）</th>
</tr>
<tr>
<td>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>中間期末残高相当額（千円）</th></tr>
<tr><td>（有形固定資産）
建物及び構築物</td><td>3,938</td><td>259</td><td>3,678</td></tr>
<tr><td>（有形固定資産）
工具器具備品</td><td>599,622</td><td>208,886</td><td>390,735</td></tr>
<tr><td>（無形固定資産）
ソフトウェア</td><td>304,586</td><td>93,604</td><td>210,982</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>908,147</td><td>302,750</td><td>605,396</td></tr>
</table>
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額
一年以内　192,921千円
一年超　417,604千円
合計　610,525千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　104,923千円
減価償却費相当額　100,140千円
支払利息相当額　6,958千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</td>
<td>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr>
<tr><td>工具器具備品</td><td>491,531</td><td>204,363</td><td>287,168</td></tr>
<tr><td>ソフトウェア</td><td>255,785</td><td>61,021</td><td>194,763</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>747,316</td><td>265,384</td><td>481,931</td></tr>
</table>
(2) 未経過リース料期末残高相当額
一年以内　169,143千円
一年超　315,920千円
合計　485,064千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　172,751千円
減価償却費相当額　166,128千円
支払利息相当額　6,443千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法
同左
(5) 利息相当額の算定方法
同左</td>
</tr>
</table>

（有価証券関係）

当中間連結会計期間末（平成18年９月30日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間連結貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
株式	119,235	175,500	56,265
合計	119,235	175,500	56,265

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券	
非上場株式	1,132,671
非上場社債	310,000

前連結会計年度末（平成18年３月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券	
非上場株式	675,818

（デリバティブ取引関係）

当中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）及び前連結会計年度（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

１．当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費「役員報酬」　9,707 千円

販売費及び一般管理費「給与手当」　13,824 千円

２．ストック・オプションの内容

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役　６ 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式　350 株
付与日	平成18年７月11日
権利確定条件	付与日（平成18年７月11日）以降、権利確定日（平成20年６月23日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年７月11日から平成20年６月23日まで
権利行使期間	平成20年６月24日から平成24年６月22日まで
権利行使価格（円）	764,782
付与日における公正な評価単価（円）	平成20年６月24日から権利行使可能な新株予約権　325,185 平成21年６月24日から権利行使可能な新株予約権　344,324 平成22年６月24日から権利行使可能な新株予約権　362,248 平成23年６月24日から権利行使可能な新株予約権　379,122

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社幹部従業員　21 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当社幹部従業員に対する付与数：普通株式　174 株
付与日	平成18年７月11日
権利確定条件	付与日（平成18年７月11日）以降、権利確定日（平成20年６月23日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年７月11日から平成20年６月23日まで
権利行使期間	平成20年６月24日から平成24年６月22日まで
権利行使価格（円）	764,782
付与日における公正な評価単価（円）	平成20年６月24日から権利行使可能な新株予約権　325,185 平成21年６月24日から権利行使可能な新株予約権　344,324 平成22年６月24日から権利行使可能な新株予約権　362,248 平成23年６月24日から権利行使可能な新株予約権　379,122

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　133 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当社従業員に対する付与数：普通株式　436 株
付与日	平成18年７月11日
権利確定条件	付与日（平成18年７月11日）以降、権利確定日（平成22年６月23日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年７月11日から平成22年６月23日まで
権利行使期間	当平成22年６月24日から平成24年６月22日まで
権利行使価格（円）	764,782
付与日における公正な評価単価（円）	平成22年６月24日から権利行使可能な新株予約権　362,248 平成23年６月24日から権利行使可能な新株予約権　379,122

（注）株式数に換算して記載しております。

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

（追加情報）

当社グループ事業は、様々なサービスをこれまで単一の事業として経営管理してきましたが、当中間連結会計期間より、多岐にわたるサービスの収益管理を強化するため、各サービスを展開する主幹部門を明確にしたマネジメント体制を敷くことにいたしました。これに伴い、当中間連結会計期間よりメディア事業、エンタテインメント事業、金融サービス事業、その他事業の各セグメントに分類表示することにいたしました。

	メディア事業（千円）	エンタテインメント事業（千円）	金融サービス事業（千円）	その他事業（千円）	計（千円）	消去又は全社（千円）	連結（千円）
売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	3,014,458	2,636,659	6,398	133,550	5,791,066	－	5,791,066
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	67,408	－	－	32	67,440	(67,440)	－
計	3,081,866	2,636,659	6,398	133,582	5,858,506	(67,440)	5,791,066
営業費用	2,473,441	2,197,307	162,003	256,097	5,088,850	467,604	5,556,454
営業利益又は営業損失（△）	608,424	439,351	△155,605	△122,514	769,656	(535,045)	234,611

（注）１．事業区分の方法及び各区分に属する主要なサービス等の名称

事業区分は、サービスの内容及び特性を考慮して区分しております。

事業区分	主要なサービス
メディア事業	広告、アフィリエイト広告、検索連動型広告等
エンタテインメント事業	コミュニティーサービス、オンラインゲーム、音楽コンテンツ配信、インターネット接続サービス等
金融サービス事業	カードローン、クレジットサービス等
その他事業	ＥＣ、新規事業等

２．営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、当社の管理部門に係る費用であります。

前連結会計年度（自平成17年４月１日　至平成18年３月31日）

当社グループは、インターネット上における広告媒体の提供をはじめ、課金コンテンツサービス、ブロードバンドサービス、ＥＣ等からなるポータルサイト事業を展開しております。当事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間及び前連結会計年度は、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間及び前連結会計年度は、海外売上高がないため、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）		前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）	
１株当たり純資産額	143,585円04銭	１株当たり純資産額	117,219円86銭
１株当たり中間純利益金額	2,990円56銭	１株当たり当期純利益金額	17,453円59銭
潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額	2,838円85銭	潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	16,183円41銭

（注）１株当たり中間（当期）純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１株当たり中間（当期）純利益金額		
中間（当期）純利益（千円）	170,865	996,963
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	40,000
（うち利益処分による役員賞与金）	（－）	(40,000)
普通株式に係る中間（当期）純利益（千円）	170,865	956,963
普通株式の期中平均株式数（株）	57,134.99	54,829.03
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額		
中間（当期）純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	3,053.39	4,303.35
（うち新株予約権）	(3,053.39)	(4,303.35)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権　３種類 （新株予約権の数　1,402個）	該当なし

（重要な後発事象）

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１．関連会社株式の譲渡 (1) 概要及び経緯 当社は、平成18年10月20日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社Ｄｕｏｇａｔｅの当社所有株式全て（3,283株、所有比率33.5%）を同社の親会社であるＫＤＤＩ株式会社に譲渡することを決議しました。これは、ＫＤＤＩ株式会社の経営戦略の一環として、その申し出に応じたものであります。 (2) 株式会社Ｄｕｏｇａｔｅの事業内容 ＰＣユーザーと携帯電話ユーザーを対象にしたハイブリッド型インターネット情報提供サービス (3) 株式譲渡の日程 株式譲渡契約締結：　平成18年11月１日 株式引渡（予定）：　平成19年１月４日 (4) 株式譲渡価格　：　801,052千円 売却損益　　：　726,629千円 ※平成18年9月30日時点での算定	１．新株予約権の行使 平成14年12月19日の定時株主総会決議に基づき付与した第１回普通株式新株予約権の一部について、平成18年５月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。 (1) 行使価額　15,230円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式　6株 (3) 増加した資本金　45千円 (4) 増加した資本準備金　45千円 (5) 配当起算日　平成18年４月１日 平成15年10月10日の臨時株主総会決議に基づき付与した第４回普通株式新株予約権の一部について、平成18年５月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。 (1) 行使価額　18,000円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式　22株 (3) 増加した資本金　198千円 (4) 増加した資本準備金　198千円 (5) 配当起算日　平成18年４月１日 ２．新株予約権の発行 Ⅰ．平成18年６月23日開催の第９期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容決定に関する決議を以下のとおりいたしました。 ① 新株予約権の割当を受ける者 当社取締役 ② 取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容決定の理由 当社は、従前、ストックオプションについて、株主以外の者に対し特に有利な条件で発行するものとして、当社株主総会の特別決議による承認手続を経て発行しておりました。しかしながら、本年5月1日に施行されました会社法（平成17年法律第86号）において、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権が取締役の報酬等と位置づけられました。そこで、当社の業績と取締役の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及びその内容につき決定いたしました。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	③　新株予約権発行の要領 ア．新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数は、払込価額（ウ．において定義する。）にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額（ウ．において定義する。）で除した数（但し、この場合に、１株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。）とし、当初は新株予約権１個当たり１株とし、350株を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。 イ．発行する新株予約権の総数 350個を本総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権の上限とする。（新株予約権１個当たりの目的である株式の数は１株とする。但し、ア.の規定により調整された場合は調整後の株式数によるものとする。） ウ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (A) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が対象者に対して新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式（以下「当社株式」という。）の普通取引の終値の平均値に１．０５を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする（以下「払込価額」という。）。なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、当初払込価額とし、行使価額は、(B) 以下の規定にしたがい調整されるものとする。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	(B) (a)新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割又は併合の比率}$$ (b)新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。 $$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + 新規発行株式数(又は処分する自己株式数) \times 1株当たり払込金額(又は1株当たりの処分価額)}{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}$$ $$既発行株式数 + 新規発行株式数（又は処分する自己株式数）$$ また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。 (C) (B)(b)前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割当がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。 (D) (B)及び(C)の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。 (E) 当社が他社と合併を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、又は株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。 エ．新株予約権を行使することができる期間 平成20年6月24日から平成24年6月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	オ．新株予約権の行使の条件 (A) 対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。 (a)平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。 (b)平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。 (c)平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。 (d)平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。 (B) 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員（顧問を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要し、(C)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権の全てを放棄するものとする。 (C) (B)の規定にかかわらず、対象者が平成20年6月24日以降に以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失後3ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使できる。 (a)重度の心身の障害による執務不能 (b)定年による退職 (c)業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍 (D) 対象者が平成20年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成20年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できない。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	(E) 対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、(C)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。 対象者が (a)会社法第331条第１項に規定する欠格事由に該当するに至った場合。 (b)会社法第356条第１項第１号、第365条第１項に違反する競業取引を行った場合。 (c)会社法第356条第１項第２号又は第３号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。 (d)当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。 (e)禁固以上の刑に処せられた場合。 (f)新株予約権を放棄した場合。 (F) 当社は、対象者は１年間（１月１日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の払込金額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。 (G) 対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。 (H) 本項に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。 (I) 各新株予約権の一部行使はできないものとする（新株予約権１個を最低行使単位とする）。 (J) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 カ．譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	キ．新株予約権の取得事由 (A) 対象者がオ．(G)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (B) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (C) 当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を取得できる。 (D) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。 (E) 新株予約権の取得に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 ク．細目事項 新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。 Ⅱ．平成18年６月23日開催の第９期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議を下記のとおりいたしました。 ① 新株予約権の割当を受ける者 当社従業員 ② 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社の業績と対象者の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、当社が選択した新株予約権発行時に在籍する当社の従業員に対しストックオプションとして無償で新株予約権を発行する。 ③ 募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等 ア．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限 下記イ．に定める内容の新株予約権630個を上限とする。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	イ．発行する新株予約権の総数 (A) 新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数は、払込価額（(B)において定義する。）にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額（(B)において定義する。）で除した数（但し、この場合に、1株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。）とし、当初は新株予約権１個当たり１株とし、630株を上限とする。 (B) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (a)新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が対象者に対して新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式（以下「当社株式」という。）の普通取引の終値の平均値に１．０５を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする（以下「払込価額」という。）。なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき１株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、当初払込価額とし、行使価額は、(b)以下の規定にしたがい調整されるものとする。 (b)(ⅰ)新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割又は併合の比率}$$ (ⅱ)新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。 $$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数(又は処分する自己株式数) \times 1株当たり払込金額(又は1株当たりの処分価額)}{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}$$ また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	(c)(b)(ⅱ)前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割当がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。 (d)(b)及び(c)の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。 (e)当社が他社と合併を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、又は株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。 (C) 新株予約権を行使することができる期間 平成20年６月24日から平成24年６月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。 (D) 新株予約権の行使の条件 (a)対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。 (ⅰ)対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める当社の従業員である者（以下「対象幹部従業員」という。）については、 (ｱ)平成20年６月24日から平成21年６月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。 (ｲ)平成21年６月24日から平成22年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	(ヴ)平成22年６月24日から平成23年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。 (ェ)平成23年６月24日から平成24年６月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。 (ⅱ)対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者（以下「対象従業員」という。）については、 (ァ)平成22年６月24日から平成23年６月23日までは、当初の新株予約権の数の50%について権利を行使することができる。 (ィ)平成23年６月24日から平成24年６月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。 (b)対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員（顧問を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要し、(c)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権の全てを放棄するものとする。 (c)(b)の規定にかかわらず、対象幹部従業員が平成20年６月24日以降に、又は、対象従業員が平成22年６月24日以降に、以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失後３ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使できる。 (ⅰ)重度の心身の障害による執務不能 (ⅱ)定年による退職 (ⅲ)業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	(d)(ⅰ)対象幹部従業員が平成20年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象幹部従業員が平成20年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できない。 (ⅱ)対象従業員が平成22年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象従業員が平成22年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は新株予約権を行使できない。 (e)対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、(c)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。 対象者が (ⅰ)故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。 (ⅱ)当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役又はコンサルタントに就任又は就職した場合。 (ⅲ)禁固以上の刑に処せられた場合。 (ⅳ)新株予約権を放棄した場合。 (f)当社は、対象者は１年間（１月１日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の払込金額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。 (g)対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。 (h)本項に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	(i)各新株予約権の一部行使はできないものとする（新株予約権１個を最低行使単位とする）。 (j)その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 (E) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。 (b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (F) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。 (G) 新株予約権の取得事由 (a)対象者が(D)(g)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (b)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (c)当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を取得できる。 (d)本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。 (e)新株予約権の取得に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 (H) 細目事項 新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。

当中間連結会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前連結会計年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
	ウ．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき金銭を払い込むことの要否 金銭の払込みを要しない。 ３．株式取得による会社等の買収 (1) 概要及び目的 当社は、株式会社オンネットジャパンが実施する第三者割当増資の引き受けに関する契約を平成18年３月22日に締結し、平成18年４月12日に取引を実施しました。 株式会社オンネットジャパンとは次世代Web技術のローカライズやマーケティングで協業し、ソフトウェアの企画開発やサービス提供に係る運営・営業体制の連携を目指しております。 (2) 株式取得の相手会社の名称 株式会社オンネットジャパン (3) 株式取得の相手会社の事業内容及び規模 a.事業内容 インターネット技術に関する開発及びマーケティング業務 b.規模（平成17年11月期現在） 資本金　40,000千円 純資産　14,083千円 総資産　14,263千円 c.株式取得の時期 平成18年４月12日 d.取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数　4,165株 取得価額　49,980千円 持分比率　51.01%

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成17年９月30日）			当中間会計期間末（平成18年９月30日）			前事業年度の要約貸借対照表（平成18年３月31日）		
		金額（千円）		構成比（％）	金額（千円）		構成比（％）	金額（千円）		構成比（％）
（資産の部）										
Ⅰ　流動資産										
１．現金及び預金		3,576,107			2,984,142			2,215,179		
２．受取手形及び売掛金		1,434,872			2,627,231			2,238,851		
３．有価証券		－			310,000			－		
４．たな卸資産		114,799			184,894			160,582		
５．その他		684,805			553,785			748,734		
貸倒引当金		△16,589			△1,800			－		
流動資産合計			5,793,996	81.9		6,658,253	66.2		5,363,347	67.7
Ⅱ　固定資産										
１．有形固定資産	※１	170,320			183,573			187,106		
２．無形固定資産										
(1) 権利金		128,191			－			342,521		
(2) その他		228,981			－			355,465		
無形固定資産合計		357,172			863,522			697,986		
３．投資その他の資産										
(1) 投資有価証券		－			1,308,171			675,818		
(2) 関係会社株式		354,150			809,030			759,050		
(3) 敷金保証金		124,007			－			197,790		
(4) その他		272,473			229,619			34,277		
貸倒引当金		－			△1,800			－		
投資その他の資産合計		750,631			2,345,021			1,666,935		
固定資産合計			1,278,125	18.1		3,392,116	33.8		2,552,029	32.3
資産合計			7,072,121	100.0		10,050,370	100.0		7,915,376	100.0
（負債の部）										
Ⅰ　流動負債										
１．買掛金		463,490			660,113			636,136		
２．未払金		273,548			－			247,619		
３．未払費用		122,685			－			204,846		
４．未払法人税等		14,297			－			18,037		
５．その他	※３	56,918			468,199			69,800		
流動負債合計			930,940	13.2		1,128,313	11.2		1,176,440	14.9
負債合計			930,940	13.2		1,128,313	11.2		1,176,440	14.9

区分	注記番号	前中間会計期間末（平成17年９月30日）			当中間会計期間末（平成18年９月30日）			前事業年度の要約貸借対照表（平成18年３月31日）		
		金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）	金額（千円）		構成比（%）
（資本の部）										
Ⅰ　資本金			2,210,432	31.3		－	－		2,219,433	28.0
Ⅱ　資本剰余金										
１．資本準備金		2,496,431			－			2,505,433		
２．その他資本剰余金		134,881			－			134,881		
資本剰余金合計			2,631,313	37.2		－	－		2,640,315	33.4
Ⅲ　利益剰余金										
１．利益準備金		8,604			－			8,604		
２．当期未処分利益		1,294,838			－			1,882,200		
利益剰余金合計			1,303,443	18.4		－	－		1,890,804	23.9
Ⅳ　その他有価証券評価差額金			－	－		－	－		△6,818	△0.1
Ⅴ　自己株式			△4,008	△0.1		－	－		△4,800	△0.1
資本合計			6,141,180	86.8		－	－		6,738,936	85.1
負債資本合計			7,072,121	100.0		－	－		7,915,376	100.0
（純資産の部）										
Ⅰ　株主資本										
１．資本金			－	－		3,217,024	32.0		－	－
２．資本剰余金										
(1) 資本準備金		－			3,503,024			－		
(2) その他資本剰余金		－			134,881			－		
資本剰余金合計			－	－		3,637,906	36.2		－	－
３．利益剰余金										
(1) 利益準備金		－			8,604			－		
(2) その他利益剰余金										
繰越利益剰余金		－			2,012,364			－		
利益剰余金合計			－	－		2,020,969	20.1		－	－
４．自己株式			－	－		△4,800	△0.0		－	－
株主資本合計			－	－		8,871,100	88.3		－	－
Ⅱ　評価・換算差額等										
その他有価証券評価差額金			－	－		27,439	0.3		－	－
評価・換算差額等合計			－	－		27,439	0.3		－	－
Ⅲ　新株予約権			－	－		23,517	0.2		－	－
純資産合計			－	－		8,922,057	88.8		－	－
負債純資産合計			－	－		10,050,370	100.0		－	－

②【中間損益計算書】

区分	注記番号	前中間会計期間（自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）			当中間会計期間（自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）			前事業年度の要約損益計算書（自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）		
		金額（千円）		百分比（%）	金額（千円）		百分比（%）	金額（千円）		百分比（%）
Ⅰ　売上高			4,254,244	100.0		5,389,466	100.0		9,318,252	100.0
Ⅱ　売上原価			1,516,090	35.6		2,286,294	42.4		3,471,134	37.3
売上総利益			2,738,153	64.4		3,103,171	57.6		5,847,118	62.7
Ⅲ　販売費及び一般管理費			2,414,140	56.7		2,714,153	50.4		4,939,134	53.0
営業利益			324,013	7.6		389,017	7.2		907,984	9.7
Ⅳ　営業外収益	※１		3,979	0.1		2,103	0.0		7,533	0.1
Ⅴ　営業外費用	※２		4,899	0.1		14,311	0.2		6,891	0.1
経常利益			323,093	7.6		376,808	7.0		908,627	9.7
Ⅵ　特別利益			－	－		－	－		16,271	0.2
Ⅶ　特別損失	※３		－	－		19,081	0.4		6,553	0.1
税引前中間（当期）純利益			323,093	7.6		357,727	6.6		918,344	9.8
法人税、住民税及び事業税		2,905			51,215			5,810		
法人税等調整額		△181,828	△178,923	△4.2	94,431	145,646	2.7	△217,896	△212,086	△2.3
中間（当期）純利益			502,017	11.8		212,080	3.9		1,130,431	12.1
前期繰越利益			792,821			－			792,821	
中間配当額			－			－			41,053	
当期未処分利益			1,294,838			－			1,882,200	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年３月31日　残高（千円）	2,219,433	2,505,433	134,881	2,640,315	8,604	1,882,200	1,890,804	△4,800	6,745,754
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	997,590	997,590		997,590					1,995,181
剰余金の配当（注）						△41,916	△41,916		△41,916
役員賞与（注）						△40,000	△40,000		△40,000
中間純利益						212,080	212,080		212,080
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）									
中間会計期間中の変動額合計（千円）	997,590	997,590	―	997,590	―	130,164	130,164	―	2,125,346
平成18年９月30日　残高（千円）	3,217,024	3,503,024	134,881	3,637,906	8,604	2,012,364	2,020,969	△4,800	8,871,100

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年３月31日　残高（千円）	△6,818	△6,818	―	6,738,936
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				1,995,181
剰余金の配当（注）				△41,916
役員賞与（注）				△40,000
中間純利益				212,080
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	34,257	34,257	23,517	57,775
中間会計期間中の変動額合計（千円）	34,257	34,257	23,517	2,183,121
平成18年９月30日　残高（千円）	27,439	27,439	23,517	8,922,057

（注）　平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）
区分	注記番号	金額（千円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		323,093
減価償却費		31,930
権利金償却費		34,240
ソフトウェア償却費		17,643
貸倒引当金の増減額（減少：△）		318
受取利息		△3,094
新株発行費		2,891
売上債権の増減額（増加：△）		△214,921
たな卸資産の増減額（増加：△）		△111,447
前払金の増減額（増加：△）		△23,819
前払費用の増減額（増加：△）		△160,497
営業貸付金の増減額（増加：△）		△200,000
その他の流動資産の増減額（増加：△）		△686
仕入債務の増減額（減少：△）		73,125
未払金の増減額（減少：△）		99,841
未払法人税等の増減額（減少：△）		△6,616
未払消費税等の増減額（減少：△）		△10,641
未払費用の増減額（減少：△）		△40,108
その他の流動負債の増減額（減少：△）		39,993
役員賞与の支払額		△21,400
小計		△170,154
利息の受取額		3,094
法人税等の支払額		△5,810
営業活動によるキャッシュ・フロー		△172,870

区分	注記番号	前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日） 金額（千円）
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△23,078
無形固定資産の取得による支出		△210,298
投資有価証券の取得による支出		△250,225
関係会社株式の取得による支出		△190,000
敷金保証金の差入による支出		△30
その他の投資活動による収入（支出：△）		△8,524
投資活動によるキャッシュ・フロー		△682,156
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		5,972
配当金の支払額		△108,318
財務活動によるキャッシュ・フロー		△102,346
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額（減少：△）		△957,372
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		4,533,480
Ⅵ　現金及び現金同等物の中間期末残高	※	3,576,107

当中間会計期間に係るキャッシュ・フロー計算書につきましては、当中間連結財務諸表に記載しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他の有価証券 時価のあるもの ―――――― 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他の有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。) 時価のないもの 同左	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他の有価証券 時価のあるもの ―――――― 時価のないもの 同左
	(2) たな卸資産 商品 総平均法による原価法を採用しております。 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。	(2) たな卸資産 商品 同左 貯蔵品 同左	(2) たな卸資産 商品 同左 貯蔵品 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３～18年 構築物　３年 工具器具備品　２～15年	(1) 有形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左
	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、権利金については契約期間（３年）に基づいております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、権利金については契約期間（３年）に基づいております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）に基づいております。	(2) 無形固定資産 同左
３．繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。
４．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左
５．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
６．中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	――――――	――――――
７．その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
（固定資産の減損に係る会計基準） 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。	――――――	（固定資産の減損に係る会計基準） 当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。 これにより税引前当期純利益が6,000千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。
――――――	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は8,898,539千円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 （ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号　平成18年５月31日）を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ23,531千円減少しております。	――――――

表示方法の変更

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）
――――――	（中間貸借対照表） １．「投資有価証券」は、前中間会計期間末は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の５を超えたため区分掲記しました。なお、前中間会計期間末の「投資有価証券」の金額は253,725千円であります。 ２．「権利金」は、当中間会計期間末において資産総額の100分の５を超えなかったため、無形固定資産として表示しております。なお、当中間会計期間の無形固定資産に含まれている「権利金」は347,654千円であります。 ３．「敷金保証金」は、当中間会計期間末において資産総額の100分の５を超えなかったため、投資その他の資産の「その他」に含めております。なお、当中間会計期間末の投資その他の資産の「その他」に含まれている「敷金保証金」は199,675千円であります。 ４．「未払金」「未払費用」「未払法人税等」は、当中間会計期間末において資産総額の100分の５を超えなかったため、流動負債の「その他」に含めております。なお、当中間会計期間の流動負債の「その他」に含まれている「未払金」「未払費用」「未払法人税等」はそれぞれ183,618千円、45,784千円、41,365千円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 （平成17年９月30日）	当中間会計期間末 （平成18年９月30日）	前事業年度末 （平成18年３月31日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 223,734千円 ２．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額総額　2,500,000千円 借入実行残高　－千円 差引額　2,500,000千円 ※３．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※１．有形固定資産の減価償却累計額 280,345千円 ２．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額　2,500,000千円 借入実行残高　－千円 差引額　2,500,000千円 ※３．消費税等の取扱い 同左	※１．有形固定資産の減価償却累計額 254,412千円 ２．当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と貸出コミットライン契約を締結しております。これら契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットライン契約　2,500,000千円 借入実行残高　－千円 差引額　2,500,000千円 ※３．――――

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
※１．営業外収益のうち主要なもの 受取利息　3,094千円 ※２．営業外費用のうち主要なもの 新株発行費　2,891千円 コミットメントライン手数料　2,008千円 ※３．―――― ４．減価償却実施額 有形固定資産　31,930千円 無形固定資産　51,884千円	※１．営業外収益のうち主要なもの 受取利息　1,198千円 ※２．営業外費用のうち主要なもの 株式交付費　10,019千円 コミットメントライン手数料　2,007千円 ※３．特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損　1,515千円 クレーム処理損失　17,566千円 ４．減価償却実施額 有形固定資産　36,694千円 無形固定資産　91,632千円	※１．営業外収益のうち主要なもの 受取利息　4,160千円 ※２．営業外費用のうち主要なもの 新株発行費　2,891千円 コミットメントライン手数料　4,000千円 ※３．特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損　553千円 減損損失　6,000千円 ４．減価償却実施額 有形固定資産　70,484千円 無形固定資産　122,968千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	7.2	－	－	7.2
合計	7.2	－	－	7.2

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）
※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成17年９月30日現在） 現金及び預金勘定　3,576,107千円 現金及び現金同等物　3,576,107千円

（リース取引関係）

前中間会計期間（自　平成17年４月１日　至　平成17年９月30日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	中間期末残高相当額（千円）
工具器具備品	420,299	183,146	237,153
ソフトウェア	202,357	35,306	167,051
合計	622,657	218,452	404,204

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

一年以内	148,526千円
一年超	258,328千円
合計	406,855千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	93,459千円
減価償却費相当額	89,391千円
支払利息相当額	3,115千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

当中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	中間期末残高相当額（千円）
（有形固定資産）建物及び構築物	3,749	234	3,515
（有形固定資産）工具器具備品	518,341	196,966	321,375
（無形固定資産）ソフトウェア	263,749	89,509	174,240
合計	785,841	286,710	499,130

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

一年以内	169,246千円
一年超	334,267千円
合計	503,514千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	92,853千円
減価償却費相当額	88,804千円
支払利息相当額	5,664千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
同左

(5) 利息相当額の算定方法
同左

前事業年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（千円）	減価償却累計額相当額（千円）	期末残高相当額（千円）
工具器具備品	406,125	200,153	205,971
ソフトウェア	228,448	60,110	168,337
合計	634,573	260,263	374,309

(2) 未経過リース料期末残高相当額

一年以内	147,180千円
一年超	229,884千円
合計	377,064千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	167,285千円
減価償却費相当額	161,000千円
支払利息相当額	5,910千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
同左

(5) 利息相当額の算定方法
同左

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。
当中間会計期間末における時価のない有価証券につきましては連結財務諸表に記載しております。
前中間会計期間末における時価のない有価証券につきましては以下のとおりです。

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券	
非上場株式	253,725

（持分法損益等）

当中間会計期間及び前事業年度につきましては連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

前中間会計期間における持分法損益等の状況は以下のとおりです。

	前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）
関連会社に対する投資の金額（千円）	264,150
持分法を適用した場合の投資の金額（千円）	203,479
持分法を適用した場合の投資損失の金額（千円）	46,480

（１株当たり情報）

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１株当たり純資産額　112,193円51銭 １株当たり中間純利益金額　9,220円95銭 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　8,496円42銭	１株当たり純資産額　146,693円41銭 １株当たり中間純利益金額　3,711円92銭 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　3,523円62銭	１株当たり純資産額　119,861円87銭 １株当たり当期純利益金額　19,887円85銭 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　18,440円52銭

当社は平成17年６月30日を基準日とし１：２の割合で株式分割をしております。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報につきましては、それぞれ以下のとおりとなります。

前中間会計期間	前事業年度
１株当たり純資産額 23,342.48円 １株当たり中間純利益金額 3,820.68円	１株当たり純資産額 105,957.95円 １株当たり中間純利益金額 10,884.40円 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額 9,925.92円

（注）　１株当たり中間（当期）純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益（千円）	502,017	212,080	1,130,431
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－	40,000
（うち利益処分による役員賞与金）	（－）	（－）	(40,000)
普通株式に係る中間（当期）純利益（千円）	502,017	212,080	1,090,431
期中平均株式数（株）	54,443.10	57,134.99	54,829.03
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額			
普通株式増加数（株）	4,642.63	3,053.39	4,303.35
（うち新株予約権）	(4,642.63)	(3,053.39)	(4,303.35)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権　１種類 （新株予約権の数　240個）	新株予約権　３種類 （新株予約権の数　1,402個）	該当なし

（重要な後発事象）

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
１．新株予約権の行使 （１）平成14年12月19日の臨時株主総会決議に基づき付与した第１回普通株式新株予約権の一部について、平成17年11月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。 ①　行使価額　15,230円 ②　増加した株式の種類及び数 普通株式　298株 ③　増加した資本金　2,269千円 ④　増加した資本準備金　2,269千円 ⑤　配当起算日　平成17年４月１日 （２）平成14年12月19日の臨時株主総会決議に基づき付与した第２回普通株式新株予約権の一部について、平成17年11月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。 ①　行使価額　15,230円 ②　増加した株式の種類及び数 普通株式　110株 ③　増加した資本金　837千円 ④　増加した資本準備金　837千円 ⑤　配当起算日　平成17年４月１日 （３）平成15年10月10日の臨時株主総会決議に基づき付与した第４回普通株式新株予約権の一部について、平成17年11月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。 ①　行使価額　18,000円 ②　増加した株式の種類及び数 普通株式　74株 ③　増加した資本金　216千円 ④　増加した資本準備金　216千円 ⑤　配当起算日　平成17年４月１日	１．関係会社株式の譲渡 （１）概要及び経緯 当社は、平成18年10月20日開催の取締役会において、関係会社である株式会社Ｄｕｏｇａｔｅの当社所有株式全て（3,283株、所有比率33.5%）を同社の親会社であるＫＤＤＩ株式会社に譲渡することを決議しました。これは、ＫＤＤＩ株式会社の経営戦略の一環として、その申し出に応じたものであります。 （２）株式会社Ｄｕｏｇａｔｅの事業内容 ＰＣユーザーと携帯電話ユーザーを対象にしたハイブリッド型インターネット情報提供サービス （３）株式譲渡の日程 株式譲渡契約締結：　平成18年11月１日 株式引渡（予定）：　平成19年１月４日 （４）株式譲渡価格　：　801,052千円 売却損益　：　636,902千円 ※平成18年9月30日時点での算定	１．新株予約権の行使 平成14年12月19日の臨時株主総会決議に基づき付与した第１回普通株式新株予約権の一部について、平成18年５月31日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。 (1) 行使価額　15,230円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式　6株 (3) 増加した資本金　45千円 (4) 増加した資本準備金　45千円 (5) 配当起算日　平成18年４月１日 平成15年10月10日の臨時株主総会決議に基づき付与した第４回普通株式新株予約権の一部について、平成18年４月30日時点において、以下のとおり権利行使が行われております。 (1) 行使価額　18,000円 (2) 増加した株式の種類及び数 普通株式　22株 (3) 増加した資本金　198千円 (4) 増加した資本準備金　198千円 (5) 配当起算日　平成18年４月１日 ２．新株予約権の発行 Ⅰ．平成18年６月23日開催の第９期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容決定に関する決議を以下のとおりいたしました。 ①　新株予約権の割当を受ける者 当社取締役 ②　取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及び内容決定の理由 当社は、従前、ストックオプションについて、株主以外の者に対し特に有利な条件で発行するものとして、当社株主総会の特別決議による承認手続を経て発行しておりました。しかしながら、本年5月1日に施行されました会社法（平成17年法律第86号）において、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権が取締役の報酬等と位置づけられました。そこで、当社の業績と取締役の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額の設定及びその内容につき決定いたしました。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
2　重要な契約等 (1) Prima Intergame社との資本・業務提携 ①相手先名称 Prima Intergame ICT Sdn Bhd (マレーシア　クアラルンプール) ②出資比率 30% ③投資額　150百万円 ④契約内容 当社が営業権を有するオンラインゲームの中国市場への供給及び同社と共同保有するオンラインゲームタイトルによる収益の受取 ⑤契約締結日　平成17年10月18日 (2) 中国双方向TV事業会社との資本・業務提携 ①相手先名称 Excel Mobile Investments Limited ②出資比率　19% ③投資額　3,500千米ドル ④契約内容 中国インタラクティブTV事業へのコンテンツ供給及び日本企業への広告枠の代理販売 ⑤契約締結日　平成17年11月11日 3　子会社の設立 (1) 金融事業の合弁会社設立 ①商号　（未定） ②事業目的 クレジットカード事業、個品割賦事業、融資事業 ③設立日　平成17年12月 ④代表者　代表取締役社長　椎名 規泰 ⑤取得する株式の数　5,100株 ⑥出資比率 当社　51% 株式会社オリエントコーポレーション39% 伊藤忠商事株式会社　10% ⑦投資額　500百万円 (2) リスティング広告の合弁会社設立 ①商号　株式会社クロスリスティング ②事業目的 検索連動型（リスティング）広告事業、ディレクトリ型検索エンジンの開発・提供 ③設立日　平成17年12月 ④代表者　代表取締役社長　田村 博巳 ⑤取得する株式の数　1,998株 ⑥出資比率 当社　66.6% NTTレゾナント株式会社　33.4% ⑦投資額　100百万円		③　新株予約権発行の要領 ア．新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数は、払込価額（ウ．において定義する。）にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額（ウ．において定義する。）で除した数（但し、この場合に、１株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。）とし、当初は新株予約権１個当たり１株とし、350株を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。 イ．発行する新株予約権の総数 350個を本総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権の上限とする。（新株予約権１個当たりの目的である株式の数は１株とする。但し、ア.の規定により調整された場合は調整後の株式数によるものとする。） ウ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (A) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が対象者に対して新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式（以下「当社株式」という。）の普通取引の終値の平均値に１．０５を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする（以下「払込価額」という。）。なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、当初払込価額とし、行使価額は、（B）以下の規定にしたがい調整されるものとする。 (B) (a)新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		(b)新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。 $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)} \times \text{１株当たり払込金額(又は１株当たりの処分価額)}}{\text{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}}$$ また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。 (C) (B)(b)前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割当がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。 (D) (B)及び(C)の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。 (E) 当社が他社と合併を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、又は株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。 エ．新株予約権を行使することができる期間 平成20年6月24日から平成24年6月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。 オ．新株予約権の行使の条件 (A) 対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		(a)平成20年6月24日から平成21年6月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。 (b)平成21年6月24日から平成22年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。 (c)平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。 (d)平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。 (B) 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員（顧問を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要し、(C)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権の全てを放棄するものとする。 (C) (B)の規定にかかわらず、対象者が平成20年6月24日以降に以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失後3ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使できる。 (a)重度の心身の障害による執務不能 (b)定年による退職 (c)業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍 (D) 対象者が平成20年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成20年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できない。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		(E) 対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、(C)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。 対象者が (a)会社法第331条第１項に規定する欠格事由に該当するに至った場合。 (b)会社法第356条第１項第１号、第365条第１項に違反する競業取引を行った場合。 (c)会社法第356条第１項第２号又は第３号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合。 (b)会社法第356条第１項第１号、第365条第１項に違反する競業取引を行った場合。 (d)当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合。 (e)禁固以上の刑に処せられた場合。 (f)新株予約権を放棄した場合。 (F) 当社は、対象者は１年間（１月１日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の払込金額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。 (G) 対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。 (H) 本項に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。 (I) 各新株予約権の一部行使はできないものとする（新株予約権１個を最低行使単位とする）。 (J) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 カ．譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		キ．新株予約権の取得事由 (A) 対象者がオ．(G)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (B) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (C) 当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を取得できる。 (D) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。 (E) 新株予約権の取得に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 ク．細目事項 新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。 Ⅱ．平成18年６月23日開催の第９期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議を下記のとおりいたしました。 ①　新株予約権の割当を受ける者 当社従業員 ②　特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社の業績と対象者の受ける利益とを連動させることにより、対象者の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、当社が選択した新株予約権発行時に在籍する当社の従業員に対しストックオプションとして無償で新株予約権を発行する。 ③　募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等 ア．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限 下記イ．に定める内容の新株予約権630個を上限とする。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		イ．発行する新株予約権の総数 (A) 新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数は、払込価額（(B)において定義する。）にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における行使価額（(B)において定義する。）で除した数（但し、この場合に、1株未満の端数が生ずるときは、切り捨てる。）とし、当初は新株予約権１個当たり１株とし、630株を上限とする。 (B) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (a)新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当社が対象者に対して新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式（以下「当社株式」という。）の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が割当日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする（以下「払込価額」という。）。なお、新株予約権の行使に際して払込をなすべき１株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、当初払込価額とし、行使価額は、(b)以下の規定にしたがい調整されるものとする。 (b)(ⅰ)新株予約権発行後、当社が当社株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ (ⅱ)新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社株式につき新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)} \times \text{１株当たり払込金額(又は１株当たりの処分価額)}}{\text{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}}$ $\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}$

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも上記調整式によって調整される。 (c)(b)(ⅱ)前段の調整式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、株主割当がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式総数をいうものとする。但し、当社の保有する自己株式数は含まないものとする。 (d)(b)及び(c)の規定にかかわらず、調整の結果得られた行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後に行使価額を調整する場合には、この差額を算入した価額を調整前行使価額とするものとする。 (e)当社が他社と合併を行う場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、又は株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。 (C) 新株予約権を行使することができる期間 平成20年６月24日から平成24年６月22日まで。但し、新株予約権の行使の条件又は当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。 (D) 新株予約権の行使の条件 (a)対象者は、以下の区分に従って新株予約権を行使することとする。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が１個未満となる場合は小数第１位を四捨五入するものとする。 (ⅰ)対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める当社の従業員である者（以下「対象幹部従業員」という。）については、 (ｱ)平成20年６月24日から平成21年６月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。 (ｲ)平成21年６月24日から平成22年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		(ｳ)平成22年６月24日から平成23年６月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。 (ｴ)平成23年６月24日から平成24年６月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数の全てについて権利を行使することができる。 (ⅱ)対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者（以下「対象従業員」という。）については、 (ｱ)平成22年６月24日から平成23年６月23日までは、当初の新株予約権の数の50%について権利を行使することができる。 (ｲ)平成23年６月24日から平成24年６月22日までは、すでに行使済みを含めて新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。 (b)対象者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、又は従業員（顧問を含む）の地位（以下「権利行使資格」という。）を保有していることを要し、(c)の適用がある場合を除き、対象者は権利行使資格の喪失と同時に権利行使資格の喪失時点において有していた新株予約権の全てを放棄するものとする。 (c)(b)の規定にかかわらず、対象幹部従業員が平成20年６月24日以降に、又は、対象従業員が平成22年６月24日以降に、以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合、対象者は、資格喪失後３ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使できる。 (ⅰ)重度の心身の障害による執務不能 (ⅱ)定年による退職 (ⅲ)業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍 (d)(ⅰ)対象幹部従業員が平成20年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象幹部従業員が平成20年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象幹部従業員の相続人は新株予約権を行使できない。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		(ⅱ)対象従業員が平成22年６月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は、資格喪失後６ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象従業員が平成22年６月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は新株予約権を行使できない。 (e)対象者に、定款若しくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、(c)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。 対象者が (ⅰ)故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合。 (ⅱ)当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役又はコンサルタントに就任又は就職した場合。 (ⅲ)禁固以上の刑に処せられた場合。 (ⅳ)新株予約権を放棄した場合。 (f)当社は、対象者は１年間（１月１日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の払込金額（自己株式の処分をする場合には自己株式の処分価額）の合計額が1,200万円を超えないように、新株予約権を行使しなければならない旨を定めることができ、かかる定めがある場合には、対象者はこれにしたがって新株予約権を行使しなければならない。 (g)対象者は、新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。 (h)本項に定める新株予約権行使の条件は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。 (i)各新株予約権の一部行使はできないものとする（新株予約権１個を最低行使単位とする）。 (j)その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		(E) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第１項の規定により算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生ずる１円未満の端数は切り上げる。 (b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (F) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとする。 (G) 新株予約権の取得事由 (a)対象者が(D)(g)に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (b)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (c)当社が株式交換又は株式移転によって他社の完全子会社となる株式交換契約書、又は株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は無償で新株予約権を取得できる。 (d)本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者（相続人を含む）にもその性質に反しない限り適用される。 (e)新株予約権の取得に関するその他の事項については、本総会及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 (H) 細目事項 新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。 ウ．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき金銭を払い込むことの要否 金銭の払込みを要しない。

前中間会計期間 （自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日）	当中間会計期間 （自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日）	前事業年度 （自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日）
		３．株式取得による会社等の買収 (1) 概要及び目的 当社は、株式会社オンネットジャパンが実施する第三者割当増資の引き受けに関する契約を平成18年３月22日に締結し、平成18年４月12日に取引を実施しました。 株式会社オンネットジャパンとは次世代Web技術のローカライズやマーケティングで協業し、ソフトウェアの企画開発やサービス提供に係る運営・営業体制の連携を目指しております。 (2) 株式取得の相手会社の名称 株式会社オンネットジャパン (3) 株式取得の相手会社の事業内容及び規模 a.事業内容 インターネット技術に関する開発及びマーケティング業務 b.規模（平成17年11月期現在） 資本金　40,000千円 純資産　14,083千円 総資産　14,263千円 c.株式取得の時期 平成18年４月12日 d.取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数　4,165株 取得価額　49,980千円 持分比率　51.01%

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第９期）（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）平成18年６月26日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書
平成18年６月26日関東財務局長に提出。
証券取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

臨時報告書の訂正報告書
平成18年７月11日関東財務局長に提出。
平成18年６月26日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

(3) 有価証券届出書（第三者割当増資）及びその添付書類
平成18年７月28日関東財務局長に提出。

有価証券届出書の訂正報告書
平成18年７月31日関東財務局長に提出。
平成18年７月28日提出の有価証券届出書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月８日

エキサイト株式会社

取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤　博道	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴田　憲一	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、エキサイト株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月20日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社Ｄｕｏｇａｔｅの会社所有株式全てをＫＤＤＩ株式会社に譲渡することを決議し、平成18年11月1日に株式売買契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月８日

エキサイト株式会社

取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	二村隆章	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木延行	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴田憲一	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エキサイト株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月８日

エキサイト株式会社

取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤　博道	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	柴田　憲一	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エキサイト株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月20日開催の取締役会において、関連会社である株式会社Ｄｕｏｇａｔｅの会社所有株式全てをＫＤＤＩ株式会社に譲渡することを決議し、平成18年11月1日に株式売買契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。